

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第51号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成24年4月4日（水） 13時40分ごろ	
発生場所	愛知県名古屋港鍋田ふ頭北東方沖 愛知県弥富市所在の名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位342°2,000m付近 (概位 北緯35°01.6' 東経136°47.7')	
事故等調査の経過	平成24年4月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 船種船名、総トン数	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、5トン未満	
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有	
乗組員等に関する情報	操縦者、免許なし	
死傷者等	軽傷 2人（操縦者及び同乗者）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、名古屋港鍋田ふ頭付近で釣りを行っていたが、天候が悪化したので釣りを中止して帰航することとし、鍋田ふ頭北東方沖を北西進中、平成24年4月4日13時40分ごろ、強風及び風浪を受けて片舷が押し上げられて傾斜し、転覆した。 操縦者及び同乗者は、転覆した本船船尾につかまっていたところ、転覆を目撃した者の連絡を受けて来援した作業船により救助された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、警報 海上風警報 海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約1m	
その他の事項	操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、鍋田ふ頭北東方沖を北西進中、風及び風浪を受けて片舷が押し上げられたことから、傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、鍋田ふ頭北東方沖を北西進中、風及び風浪を受けて片舷が押し上げられたため、傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。	